

策定検討委員会からの意見に対する考え方等（整理表）

番号	協議事項（前回委員会等の意見より）	事務局としての整理・考え方	委員意見	委員会としての決定事項
1	<p>■名称変更について（事務局からの提案）</p> <p>≪当初～第2次計画≫</p> <p>宍粟市配偶者等からの暴力対策基本計画</p> <p>≪第3次計画≫</p> <p>宍粟市DV防止・被害者支援基本計画</p>	<p>“DV”という言葉の認知度が高くなっており、今後より若い世代に向けてもDVの未然防止に努めていく必要がありより分かりやすい名称に変更したい。また、被害者の自立に向けた切れ目のない支援を充実させていくことが求められていることから、名称にも反映させたいと考える。</p>		
2	<p>■計画理念について（委員からの意見）</p> <p>基本理念「男女がともに認め合い、DVのない、いきいきと安心して暮らせるまち」を男女共同参画プランの基本理念に倣って「一人ひとりがともに認め合い、DVのない、いきいきと安心して暮らせるまち しそう」に見直したとあった。“一人ひとりが”という部分は取ってしまって、「ともに認め合い」だけにしてもいいのではないか。</p>	<p>「一人ひとりがともに認め合い、DVのない、いきいきと安心して暮らせるまち しそう」</p> <p>にしてはどうかと考えている。</p>		
3	<p>■計画目標について（委員からの意見）</p> <p>≪第2次計画≫</p> <p>基本目標Ⅰ DVのない社会づくり</p> <p>基本目標Ⅱ 相談体制の充実と安全確保の体制づくり</p> <p>基本目標Ⅲ 自立に向けての支援体制づくり</p> <p>≪第3次計画≫</p> <p>基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり</p> <p>基本目標Ⅱ 相談体制の充実と被害者の安全確保の体制づくり</p> <p>基本目標Ⅲ 被害者の自立支援の促進</p> <p>※Ⅲの「被害者の自立支援の促進」については、“促進”を“推進”にしたほうがよいのではないか。行政では、あまり促進という言葉は使わない。“推進”のほうが、より積極的に市が前に出てやるというイメージがある。</p>	<p>“促進”を“推進”に変更したい。</p> <p>（使用例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立を促進 ・自立支援の推進 		
4	<p>（委員からの意見）</p> <p>近年、市での相談受付件数が減少している要因の一つに家庭児童相談室と母子父子自立支援相談室の所管課が別々になったことが考えられるとあるが、相談窓口を分けたことで相談件数の実績が減っている事実があるという意味か。</p>	<p>それが原因だとする明確な根拠はないため、計画の本文からは削除する。</p> <p>件数のカウントの仕方がこの相談件数の減少にも影響しているのではと考え、他市町の状況を確認し、見直しを行った。</p>		
5	<p>（市関係課からの指摘）</p> <p>P20の基本施策①市における普及啓発の推進の「具体的な取組内容」の2つ目の項目について、市職員に対する取組内容が少し弱いのでは？</p>	<p>◎市職員に対し、DVは重大な人権侵害であることの意識醸成及び外国人、障がいのある人、高齢者、性的マイノリティなど被害者が持つ多様な背景への理解促進のための研修を企画・実施します。</p> <p><修正（案）></p> <p>◎市職員を対象に、DVは重大な人権侵害であること、また、被害者や加害者の実態や特性の正しい理解と全庁的な意識付けのための研修を企画・実施します。</p>		
6	<p>（事務局からの質問・委員からの意見）</p> <p>計画（案）P20の基本施策「②男性の意識啓発の推進」については、被害者だけでなく加害者側も相談できる窓口にしていきたいとの考えで提案しているが、男女共同参画の観点から“男性”という言葉は使わないほうがいいか？</p>	<p>「男性の意識啓発の推進」としていたが、「男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発の推進」に変更したい。</p>		

策定検討委員会からの意見に対する考え方等（整理表）

番号	協議事項（前回委員会等の意見より）	事務局としての整理・考え方	委員意見	委員会としての決定事項
7	（事務局からの質問・委員からの意見） 計画（案）P20の基本施策②の「具体的な取組内容」の1つ目について、上記⑥と同じ考えにより修正したほうがよいのか？	◎男性のための相談（被害・加害とも）体制を整備することで、相談者が問題解決に向けた行動がとれるよう、 <u>男性の意識啓発</u> に努めます。 <修正（案）> ◎被害者はもちろん、加害者のための相談体制を整備することで、相談者が問題解決に向けた行動がとれるよう、 <u>男女共同参画の視点に立った意識啓発</u> に努めます。		
8	（市関係課からの意見） P20の基本施策③「暴力を許さない」を「被害者にも加害者にもしない」に変更してはどうか。	P20の基本施策 「③暴力を許さない教育の推進」を 「③被害者にも加害者にもしない教育の推進」に変更したい。		
9	（事務局からの提案） 上記（No.8）に合わせて、P20の基本施策③の具体的な取組内容の表現を右記のとおり変更したい。	◎保育所、幼稚園、こども園の乳幼児期から小学校以降の学校教育の各段階において、暴力を許さない教育や、男女平等感に基づいた人権教育の一層の推進を図ります。 <修正（案）> ◎保育所、幼稚園、こども園の乳幼児期から小学校以降の学校教育の各段階において、 <u>人権や男女共同参画などの教育を通して、人権の尊重や男女平等の意識の醸成に努めます。</u>		
10	（事務局からの提案） 兵庫県の計画目標に「 <u>市町配偶者暴力相談支援センターの設置に向けた取組の強化</u> 」が挙げられている。市として設置に向け努めるとい目標を掲げる必要があるのではないのか。 また、掲げるとすればどの施策目標に入れるのが良いか。	「配偶者暴力相談センター」を設置することのメリット、デメリット等を研究し、設置に向けて努めるとい目標を組み込みたい。 <どの施策目標に入れるのが良いか>		
11	（市本部会議からの質疑） 今回の計画に新たに数値目標を入れたのはなぜか。	「男女共同参画プラン」に数値目標が入っているのに、大元のDV防止計画に入っていないのはおかしいと考え、同じように入れた。		
12	（委員からの意見） 数値目標についてどのように評価していくのか。	5年後に男女共同参画プランの見直しがあり、その時にまた市民意識調査を実施し検証することを考えている。 （ほかにも何か検証方法がないか）		
13	（委員からの意見） 「DVについて相談できるところの認知度」の目標値について、5年度に100%とされているが、 <u>すべての人が知っているということになる。とても高い目標値であり、どのようにして100%を目指していけるのか。</u> 《②の目標値の考え方》 ●市のアンケートで暴力を受けたことがある人のうち、「どこ（だれ）にも相談しなかった」理由に、『どこ（だれ）に相談してよいかわからなかったから』と回答した人の割合：14.3%① ●他市のアンケート結果（参考） （相談窓口を知らない人の割合H28調査） 養父市：8.8%②、加西市：57.2%③ ■相談窓口を知っている人の割合 宍粟市）100%-①14.3%=85.7% 養父市）100%-②8.8%=91.2% 加西市）100%-③57.2%=42.8% ※加西市は別として、高い割合となっている。 ただし、宍粟市は暴力を受けたことがない人の認知度がどれくらいかによって大きく変わってくる。	目標値については、次のとおり修正を行いたい。 ①デートDVという言葉の認知度（内容を知っている） 75% → <u>76%</u> ②DVについて相談できる窓口の認知度 100% → <u>76%</u> ※デートDVという言葉の認知度の割合に合わせてはどうかと考える。 ③配偶者等や恋人から暴力を受けたことがある人のうち、被害を相談した人の割合 男性 51% → <u>52%</u> 女性 61% → <u>63%</u>		

策定検討委員会からの意見に対する考え方等（整理表）

番号	協議事項（前回委員会等の意見より）	事務局としての整理・考え方	委員意見	委員会としての決定事項
14	（委員からの意見） 学校現場では、母親が繰り返しDVを受けていても何も言えない状況にあり、そのしわ寄せ（影響）が子どもに出て、手を差し伸べてもまた同じことが繰り返されるケースがある。第3次計画においてもどのように対応するのか、対応の仕方を考えていくことが大事。	（より効果的な取組について提案がないか、委員に意見をうかがいたい）		
15	（委員からの意見） DV被害者母子が夫（父親）と離れて生活していたが、子どもの参観日に参加した母親が何気なくその写真をSNSに投稿したところ、子どもの父親がその投稿写真を見て、母子の居場所を突き止めたということがあった。そういうことも今後は対応していく必要がある。	SNSの利用にかんする注意喚起は若者だけでなく母親等保護者向けにも必要であり、 具体的な取組 に掲げていきたい。 施策目標4「一時保護支援と被害者の安全確保」－「⑩安全の確保と徹底」の中に追加することを提案したい。 《修正（追加）案》4つ目に次の1項目を挿入してはどうかと考える。 『被害者等に対し、居場所の特定や位置情報の流出を防ぐため、スマホやSNSの利用に注意喚起を行います。』		
16	（委員からの意見） デートDVの認識や認知度を高めるために、別の自治体では学校を中心にデートDVの出前講座に回っておられるところがあった。何か具体的な取組をする予定はあるのか。	人権推進課等と連携し、取組を行っていくことを具体的取組に掲げている。 また、新たにデートDVに関するチラシやポスターを作成し、学校やコンビニなど若者の目にとまりやすい場所への掲示等を提案している。		
17	（委員からの意見） DVの中でも、デートDVという、若い世代を想定しての取組だと思うが、若い世代のうちからDVはいけないという意識を植え付ける、未来に向けた種をまくという取組を強化するということが大切だと感じている。	事務局としてもDVの防止と同様にデートDV防止の啓発に注力していきたいと考えている。		
18	（委員からの意見） DVの防止に関する取組について、加害者のことが触れられないことが多い。DV加害者にDVがダメだということを自覚させるための取組をしなければDVはなくなる。	加害者側への気付きを促す取組（ポスターの掲示やチラシの配布）を提案しているが、それ以外に効果的な取組はないか。 （委員に意見をうかがいたい）		
19	（委員からの意見） 3つの基本目標を、第2次計画と比較してより強い表現にした点について、DVの相談件数等はさほど増えていないが潜在的なDVなど、より厳しい社会になっているという認識に基づけば、より実効的な、効果が上がるような施策が求められることになる。	（より効果的な取組について提案がないか、委員に意見をうかがいたい）		

策定検討委員会からの意見に対する考え方等（整理表）

番号	協議事項（前回委員会等の意見より）	事務局としての整理・考え方	委員意見	委員会としての決定事項
20	<p>（委員からの意見） 幼児教育や就学前の子どもたちの現状において、面前DVなどの問題もあり、それをどのように相談につなげていけばいいのかなど、関係職員等もっと知識を深めていく必要がある。</p>	<p>面前DV問題に対する具体的な取組は特に挙げていない。計画案で該当する取組は次のとおり。 ●P21の基本施策 「③被害者にも加害者にもしない教育の推進」 《具体的な取組内容》 ◎保育所、幼稚園、こども園の乳幼児期から小学校以降の学校教育の各段階において、人権や男女共同参画などの教育を通して、人権の尊重や男女平等の意識の醸成に努めます。あわせて、DVを発見する可能性が高い保育士や教職員等関係職員に対して、DVに関する意識啓発や相談窓口等の情報提供を行います。 ●P22の基本施策 「⑧関係機関等との連携による被害の早期発見の促進」 《具体的な取組内容》 ◎保育所や幼稚園、こども園、学校は児童・生徒の保護者との日常のコミュニケーションにおいて、各家庭の状況を把握する可能性が高いことから、学校等の関係者に対し、被害の早期発見に向けDVに関する意識啓発や相談窓口等の情報提供を行います。</p> <p>（より効果的な取組について提案がないか、委員に意見をうかがいたい）</p>		
21	<p>（委員からの意見） DVは子どものいじめの問題と似ている。加害者は自分が加害者であることに気づいていないことが多く、被害者も自分が被害を受けていると気づいていない、気づいていても声あげられないことが多い。特に精神的なDVは難しく、被害を受けた人が安心して声を上げていけるようなことを進めていくことが大事。</p>	<p>（より効果的な取組について提案がないか、委員に意見をうかがいたい）</p>		
22	<p>（市本部会議からの意見） SNSで人のことを誹謗中傷する者が多いが、その対策等をこの計画に盛り込んでいないのか。</p>	<p>DVは、家族や恋人等、外には見えないところでおこることが多く、外向きに誹謗中傷ということではないと考えている。ただし、交際相手の写真をSNSにアップしたりしている子もいるため、若い世代への啓発については計画に盛り込んでいる。</p>		
23	<p>（市本部会議からの意見） P21に高校生を対象としたデートDV予防啓発とあるが、デートDVは中学生でもあること。実際にネットパトロールで発見され、指導ができたケースもある。ネットパトロールの活用を計画に入れてみてはどうか。 ↓ 現在も教育部（学校教育課）が、専門業者と委託契約をし、非行等の防止のため実施している。デートDV等も調査対象に含まれているため、本計画に「ネットパトロールの取組」を盛り込むとともに、その活用方法について検討する。</p>	<p>P21の基本施策「④デートDV防止対策の強化」を次のとおり修正したい。 <修正前> ◎関係機関等と連携し、高校生等を対象に予防啓発を推進します。また、より若い世代である中学生や小学生に向けた性教育を通じた啓発等を検討し、デートDV防止の取組を強化します。 <修正（案）> ◎関係機関等と連携し、高校生等を対象に予防啓発を推進すると共に、より若い世代である中学生や小学生に向けた性教育を通じた啓発等を検討し、デートDV防止の取組を強化します。 また、学校非公式サイト（裏サイト）のネットパトロールをはじめ、学校生活上の課題となりうるインターネット上での個人情報流出やネットいじめ、デートDVの早期発見や対策に努めます。</p>		